扶養親族の申告書

平成22年度税制改正により、平成24年度分市町村民税から、年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除（33万円）及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止されました。

未熟児養育医療については、この扶養控除廃止による影響が生じないよう、これら廃止がないものとして市町村税額を推計し、その推計額から徴収金額を決定します。

この計算に当たり、市町村民税の課税または非課税証明書等の提出の対象となっている保護者等の方について、これらの方がそれぞれ扶養している　　年12月31日時点で0歳から18歳までの方について記載していただくものです。（地方税法第34条第9項及び第314条の2第9項より）

※市町村民税の課税または非課税証明書等の提出をしていただきますが、廃止された扶養控除の対象者の把握をするためのものですので、正確に御記入くださるようお願いいたします。

扶養者の氏名	扶養している親族（0～18歳）の氏名及び生年月日	続柄	年12月31日時点の年齢
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		